

株式会社ファミリーマートと AED設置に関する協定を締結しました

川崎市では、庁舎や学校など利用者が多いための施設や福祉施設など心停止のリスクが高い場所を中心に AED（自動体外式除細動器）の設置を進めております。このたび、スポーツ等による心停止リスクに対応するため、河川敷や公園等付近のコンビニエンスストアにおける AED 設置に向け、株式会社ファミリーマートと、「コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書」を締結し、川崎市内のファミリーマート 9 店舗で 3 月から AED の貸出しを開始いたします。また、設置店舗の入り口付近には、かわさきスポーツパートナーであるプロバスケットボールクラブ「川崎ブレイブサンダース」のご協力のもと、マスコットキャラクターの「ロウル」が入った AED ステッカーを掲示します。

なお、AED 設置に係るコンビニエンスストアとの協定締結は本市で 2 例目となります。

1 協定締結先

株式会社ファミリーマート（本社：東京都港区）

2 設置店舗

市内のファミリーマート 9 店舗予定(令和 8 年 2 月現在)

※川崎市内の店舗の一部に令和 8 年 3 月 31 日までに店内に設置

ガイドマップかわさき及び「日本救急医療財団 全国 AED マップ」「市ホームページ」で公開予定

3 協定内容

・川崎市

AED の設置・撤去、消耗品の交換等管理

・株式会社ファミリーマート

市内各店舗での AED の保管及び市民等への貸出

※店舗従業員は AED の貸出を行いますが、操作方法の説明及び現場への同行は行いません。

4 スケジュール

令和 8 年 2 月 6 日 協定締結

令和 8 年 3 月～ 各店舗への AED 設置・運用開始

5 協定書

別添のとおり



問合せ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部地域医療課 渡邊

電話：044-200-2420

別表 設置店舗一覧

No	店名	住所
1	東古市場店	川崎市幸区東古市場99-6
2	ますや古市場店	川崎市幸区古市場2-90-11
3	川崎中丸子店	川崎市中原区中丸子549番1
4	上丸子天神町店	川崎市中原区上丸子天神町45-2
5	川崎宮内一丁目店	川崎市中原区宮内1丁目4-17
6	高津下野毛店	川崎市高津区下野毛一丁目13番1号
7	二子大通り店	川崎市高津区二子2-4-11
8	川崎東百合丘店	川崎市麻生区東百合丘3丁目12番13号
9	王禅寺西店	川崎市麻生区王禅寺西3-27-8

コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、川崎市内のコンビニエンスストア（乙の直営店舗及びフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次とおり協定を締結する。

（AED の設置）

第1条 甲は市内の救護体制強化を目的に、乙店舗に AED を設置するものとし、乙はこれに同意し、フランチャイズ店舗のオーナー（以下「丙」という。）から設置に関する同意を得るものとする。ただし、甲は、乙店舗の建物所有者・賃貸人または丙の意向により、AED の設置ができない場合があることを予め承諾する。AED の設置に関する甲、乙及び丙の役割は、次の各号のとおりとする。

なお、乙店舗における役割については、直営店舗については乙が、フランチャイズ店舗については丙が行うものとする。

- (1) 甲は、乙店舗 1 店舗につき、1 台の AED を設置するものとする。
- (2) 甲が AED を設置する乙店舗の一覧は、別表のとおりとする。
- (3) 乙または丙は、甲が指定するステッカーを、乙店舗入口の外部から見やすい場所に提示し、乙店舗に AED が設置されていることを市民等へ周知するものとする。
- (4) 乙は、AED を設置している乙店舗が閉店する場合は、速やかに甲に連絡し、甲は設置済みの AED を回収するものとする。
- (5) 甲または乙が、別表にない乙店舗へ新たに AED の設置を要望する場合は、甲及び乙が協議の上、設置について決定するものとする。

（維持管理）

第2条 甲は、定期的に乙店舗に設置した AED の作動確認を行い AED が正常に使用できる状態を維持するために必要な対応を行うものとする。

- 2 乙または丙は、AED が使用可能な状態にあるか、定期的にインジケータのチェックを行うものとする
- 3 乙または丙は、AED に異常を発見した場合は、速やかに甲へ連絡するものとし、甲は当該 AED の修理等必要な対応を行うものとする。

（AED の使用）

第3条 乙または丙（本条第 5 条においては店舗従業員を含む）は、乙店舗周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的として AED を借りにきた場合は、その受け渡し、もしくは設置場所の案内を行うものとする。この場合において、乙及び丙に、AED の

取扱説明、現場への同行、補助及び使用の義務は生じないものとする。

- 2 乙または丙は、自らの店舗に設置した AED が使用された場合は、速やかに甲へ報告するものとする。
- 3 甲は、乙または丙から AED 使用報告を受けた場合は、速やかに消耗品等の補充を行うものとする。

(費用の負担)

第 4 条 本協定書に基づく乙店舗への AED の設置、撤去、保守、点検、消耗品の交換等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙及び丙が甲へ連絡する際の通信費は、乙及び丙が負担するものとする。
- 3 甲は、AED の設置場所に関する費用を負担しないものとする。

(市民への周知)

第 5 条 甲は、本事業に係る次の事項について市民へ周知を行うものとする。

- (1) AED を設置した乙店舗の店舗名・住所に関するこ
- (2) AED は現場にいる市民等が使用するものであって、乙または丙は AED の受渡しのみを行い、乙または丙が現場に出向くものではないこと、及び使用方法等についての説明・補助等は行わないこと。
- (3) 改修、改装等により当該店舗が営業していない場合は、一定期間、AED の利用ができないこと。

(協定の期間)

第 6 条 この協定は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲または乙が協定の終了を希望する日の 2 か月前までに文書をもって通知しない限り、その効力を有するものとする。

(AED の撤去)

第 7 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙店舗から AED を撤収できるものとする。

- (1) 本協定が終了したとき
- (2) 乙店舗が閉店したとき
- (3) 店舗の改装その他、乙店舗において特別な事情があるとき

(責任の所在)

第 8 条 甲は乙及び丙等に対し、乙または丙等が故意に本協定の目的を害した場合を除き、責任を問うことができないものとする。

2 乙及び丙等は、故意による場合を除き、AED 設置中に生じた AED の機器的異常、市民等による AED の使用等から甲または第三者に生じたいかなる損害の責任も負わないものとする。

3 本協定は、乙または丙による乙店舗の経営・運営を何ら妨げないものとする。

(その他)

第 9 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

令和 8 年 2 月 6 日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社 ファミリーマート
代表取締役社長 細見 研介